

事業主の皆様へ
(継続事業用)

平成27年度

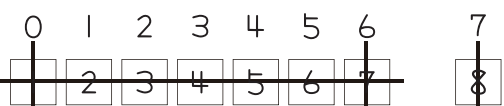
労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) 枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法>  訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳、納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の \square 枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は訂正しないでください。
- (5) 申告書の記載内容について、厚生労働省が委託した民間業者より照会させていただきます。

- ・ 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
 - ・ 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。
 - ・ 労災保険分及び雇用保険分の算定基礎額(賃金総額)が同額の場合、賃金総額に労災保険率と雇用保険率を足した率を乗じて算定してください(詳しくはP.19を参照)。
 - ・ 申告・納付期日最終日である7月10日(金)は、労働局・監督署・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
 - ・ 電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です(詳しくはP.36を参照)。
 - ・ 口座振替により、保険料・一般拠出金を納付することができます(詳しくはP.42を参照)。
- ※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

主な事項の目次

①	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.3
②	労働保険対象者の範囲	P.4
③	労働保険対象賃金の範囲	P.6
④	一般拠出金の申告・納付について	P.7
⑤	船舶所有者の免除対象高年齢労働者について	P.7
⑥	確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の書き方	P.8
⑦	申告書の記入にあたって	P.10
⑧	申告書の書き方	P.12
	記入例1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)	P.12
	記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当する場合)	P.14
	① 労働保険料のみ充当した場合の例	P.15
	② 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.16
	③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.17
	記入例3 充当後還付額がでる場合	P.18
	記入例4 労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合	P.19
	記入例5 事業を廃止した場合(対象となる労働者がいなくなった場合も含む)	P.20
⑨	還付請求する場合について	P.21
⑩	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について	P.25
⑪	継続事業の一括・労災保険のメリット制度について	P.26
⑫	海外派遣者で労災保険に特別加入(第3種特別加入)している方	P.28
⑬	申告書作成チェックポイント	P.35
⑭	電子申請による年度更新手続について	P.36
⑮	年度更新手続はパソコンから行うことができます!!	P.37
⑯	年度更新よくある質問	P.40
⑰	口座振替について	P.42

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

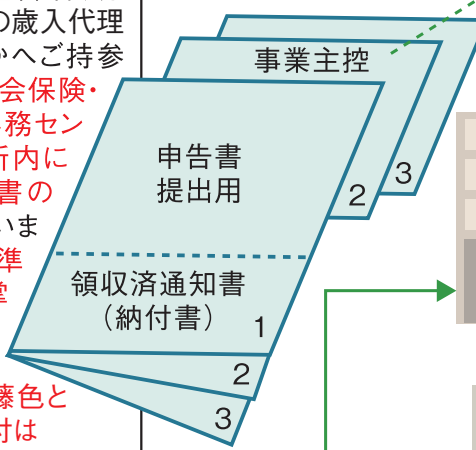
労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間すべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.42をご覧ください。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、日本銀行の歳入代理店(※)のいずれかへご持参ください。また、**社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内に設置)では申告書のみ受付**を行っています。なお、**労働基準監督署では、所掌3の申告書(労働保険番号の3桁目が「3」のもの:藤色と赤色)の申告・納付はできません。**
 ※郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています。



事業主控は保存しておく

事業主控に受付印が必要な場合は、労働局又は労働基準監督署へ提出用と控を一緒にご提出ください。

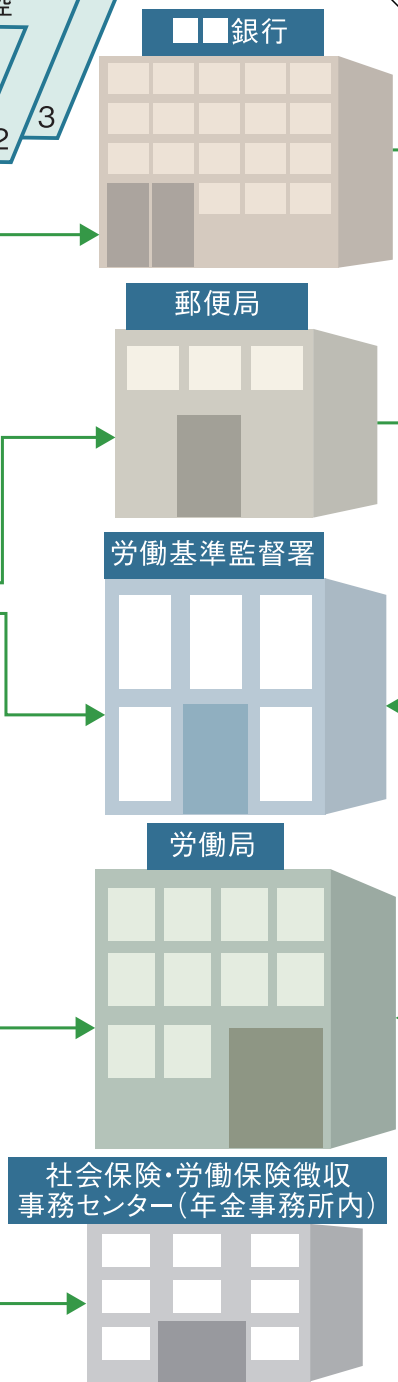
銀行や郵便局(ゆうちょ銀行)へ**申告書と納付書を切り離さず**にお出しになれば申告書(提出用)は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、管轄の労働局あてにお送りください。**なお、口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。**

第3種特別加入保険料申告内訳名簿、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳、第3種特別加入保険料申告内訳は、銀行、郵便局及び社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)では受付することはできませんので、管轄の労働基準監督署・労働局へご持参いただくか、お送りください。
 第2種特別加入に関する書類も同様の取扱いとなっています。

いずれか

来庁による提出方法
 申告書及び領収済通知書(納付書)は3枚とも管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へご持参ください。

郵送による提出方法
 管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)あての郵送での提出も可能です。労働局の住所は送付した封筒の表面に記載しております。**事業主控に受付印が必要な場合は返信用封筒を必ず同封してください。**



●労働保険料の納期(平成27年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	11月2日	2月1日
口座振替納付日	9月7日	11月16日	2月15日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日(金)は、労働局・監督署・銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます(年率9.1%)**。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。

2 労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
<p>基本的な考え方</p>	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生 ○65歳以上で新たに雇用される者
<p>個々の労働者の届出</p>	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
<p>法人の役員(取締役)の取扱い</p>	<p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、勤務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。 <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合は該当せず)。65歳以上の者も含む。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)。

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

3 労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず**労働の対償として支払うすべてのもの**で、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	非課税分を含む	出張旅費 宿泊費	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	但し、住宅貸与とされない者全員に対して（住宅）均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当	その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		

4 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

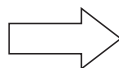
※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

- ①労働保険の年度更新手続
- ②事業終了(廃止)



労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

平成26年度から一般拠出金率が引き下げられました。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 算定方法

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満は切り捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.02)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

- 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ)は以下のとおりです。

- ・ 独立行政法人 環境再生保全機構
- ・ 環境省 地方環境事務所

<http://www.erca.go.jp/>

<http://www.env.go.jp/region/>

5 船舶所有者の免除対象高年齢労働者について

昭和28年4月1日以前に生まれた方は、雇用保険料が免除となりますので賃金総額から差し引いてください。

免除年度	年令	年 月 日
平成26年度(確定)から免除	満62歳以上	昭和27年4月1日までに生まれた人
平成27年度(概算)から免除	満62歳以上	昭和28年4月1日までに生まれた人

- 雇用保険の被保険者負担額(端数の取扱い)については、同封の下敷をご覧ください。

6

確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の書き方

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに使用したすべての労働者に支払われた賃金（**支払義務が具体的に確定した賃金を含みます。**）の総額を、集計表に記入してください。

賃金集計表は、申告書作成の基礎となる表ですので、申告の後には事業場にて事業主控と併せて保管してください。

※賃金集計表は、今回お送りした封筒に同封しているほか、厚生労働省ホームページに掲載しています。（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

賃金

賃金、給与、各種手当（通勤手当等）賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。

出向労働者

「受」には出向元から受け入れた労働者数、「出」には他の事業場へ出向している労働者数を記入してください。

労災保険・一般拠出金の対象労働者

常用、日雇、パート、アルバイト等、すべての労働者が対象となります。

平成26年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
(算定期間 平成26年4月～平成27年3月)

①常用労働者

常用労働者（パート、アルバイト等名称を問わず臨時労働者であって雇用保険の被保険者となる者や日雇労働者を含む）の賃金額を記入してください。

なお、同居の親族は原則として労働者扱いとなりません。

②役員で労働者扱いの人

法人の役員であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権又は代表権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する者の指揮命令を受け労働に従事し、その対償として賃金を受けている者は雇用関係有りとして認められ労働者扱いとなります。

③臨時労働者

パート、アルバイト等名称を問わず臨時労働者であって雇用保険者の被保険者とならない者の賃金額を記入してください。

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	出向者の有無		事業の名称	事業の所在
						受	出		
XX	1	01	234214	000		0名	0名		

区分	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)									
	① 常用労働者	② 役員で労働者扱いの人	③ 臨時労働者	④ 合						
月	常用労働者のほか、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人を含めます。	実質的な役員報酬分を除きます。	①②以外の全ての労働者（パート、アルバイトで雇用保険の資格のない人）を記入してください。	(①)+(②)+(③)						
平成26年 4月	12人 3,044,281円	1人 400,000円	2人 190,400円	15人 3,634,681円						
5月	12 2,795,370	1 400,000	2 231,400	15 3,426,770						
6月	12 2,978,421	1 400,000	2 211,820	15 3,590,241						
7月	12 3,042,357	1 400,000	2 222,500	15 3,664,857						
8月	12 2,924,754	1 400,000	2 210,040	15 3,534,794						
9月	12 3,084,440	1 400,000	2 229,620	15 3,714,060						
10月	12 3,248,970	1 400,000	2 223,720	15 3,872,690						
11月	12 3,100,680	1 400,000	2 217,160	15 3,717,840						
12月	12 3,073,406	1 400,000	2 204,700	15 3,678,106						
平成27年 1月	12 3,138,893	1 400,000	2 236,740	15 3,775,633						
2月	12 3,136,679	1 400,000	2 208,260	15 3,744,939						
3月	12 3,071,542	1 400,000	2 227,740	15 3,699,282						
賞与 26年 7月				5,205,100						
賞与 26年 12月				7,506,200						
賞与 年月										
合計	144	49,351,093	12	4,800,000	24	2,614,100	9	180	10	56,765,193

※A 次のBの事業以外の場合、各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し⑨の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

B 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱の事業においては、平成26年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。
(平成26年度に使用した延労働者数/平成26年度における所定労働日数)

⑨の合計人数	180	÷12=	申告書④欄に転記	15人
--------	-----	------	----------	-----

※各月賃金締切日等の労働者数入り①および③の総合計人数を数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

切り捨てた結果、0人となる場合があります。また、年度途中で保険関係が成立し、かつ、保険関係成立以降の労働者については、保険関係成立以降の労働者数を記入してください。

備考

役員のうち、労働者として取り扱われ、労災保険又は雇用保険に算入している者については、備考欄に氏名、役職、雇用保険の資格の有無を記入してください。

備考	役員で労働者扱いの詳細		
	氏名	役職	雇用保険の資格
	〇〇〇〇	取締役	有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

免除対象高年齢労働者	
平成26年4月1日現在、満64歳和25年4月1日以前生まれの労働者	
氏名	生年
〇〇〇〇	昭和19年
〇〇〇〇	昭和20年

ただし、64歳以上であっても、等の短期雇用特例被保険者・労働者の方は、保険料が免除に

雇用保険の被保険者の範囲

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ②31日以上雇用見込みがある場合

には原則として被保険者となります。

ただし、次に掲げる労働者は除かれます。

- 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- 昼間学生
- 65歳以上で新たに雇用される者

対象者すべてについて、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出もれがないか、再度、確認してください。

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください

事業内容又は製品名

事業の内容(製品名、作業工程)を具体的に記入してください。

⑧免除対象高年齢労働者

保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額を記入してください。

なお、平成26年度確定保険料が免除になるのは、昭和25年4月1日以前に生まれた方です。

ただし、次に掲げる労働者は除かれます。

- ① 短期雇用特例被保険者
- ② 日雇労働被保険者

船舶所有者の方はP.7をご覧ください。

⑥役員で雇用保険の資格のある人

代表取締役は、被保険者となりません。取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等、従業員としての身分を有する者は、勤務形態、賃金報酬等の面からみて労働者の性格の強い者に限り、被保険者となります。(安定所での審査が必要です)

なお、実質的な役員報酬分は除きます。

⑤被保険者

すべての被保険者(役員で雇用保険の資格のある人を除く)の賃金額を記入してください。

株式会社〇〇〇		電話 XXX-XXX-XXXX	具体的な業務又は作業の内容					
〇〇市〇〇x-x-x		郵便番号 XXX-XXX	和菓子の卸売業・小売業					
雇用保険(対象者数及び賃金)								
計 2+③)	被保険者(⑧の免除対象高年齢労働者分を含む)				⑦合計 (⑤+⑥)	⑧免除対象高年齢労働者分		
	⑤ 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人 日雇労働被保険者に支払った賃金を含む	⑥ 役員で雇用保険の資格のある人 (実質的な役員報酬分を除きます)				⑦の被保険者のうち、平成26年4月1日現在、満64歳以上(昭和25年4月1日以前生まれ)の労働者が免除対象者となります。		
681 円	12 人	3,044,281 円	1 人	400,000 円	13 人	3,444,281 円	2 人	516,744 円
770	12	2,795,370	1	400,000	13	3,195,370	2	516,744
241	12	2,978,421	1	400,000	13	3,378,421	2	516,744
857	12	3,042,357	1	400,000	13	3,442,357	2	516,744
794	12	2,924,754	1	400,000	13	3,324,754	2	516,744
060	12	3,084,440	1	400,000	13	3,484,440	2	516,744
690	12	3,248,970	1	400,000	13	3,648,970	2	516,744
840	12	3,100,680	1	400,000	13	3,500,680	2	516,744
106	12	3,073,406	1	400,000	13	3,473,406	2	516,744
633	12	3,138,893	1	400,000	13	3,538,893	2	516,744
939	12	3,136,679	1	400,000	13	3,536,679	2	516,744
282	12	3,071,542	1	400,000	13	3,471,542	2	516,744
100		5,205,100				5,205,100		753,656
200		7,506,200				7,506,200		893,394
5,193	144	49,351,093	12	4,800,000	156	54,151,093	24	7,847,978
雇用保険被保険者数					雇用保険被保険者数のうち、免除対象高年齢労働者数			
①の合計人数		申告書⑤欄へ転記		⑬の合計人数		申告書⑩欄へ転記		
156		÷12= 13 人		24		÷12= 2 人		
労災保険対象者分	⑩の合計額の千円未満を切り捨てた額		56,765 千円		申告書⑧欄(ロ)へ転記			
雇用保険対象者分	A 雇用保険対象者分 ⑫の合計額の千円未満を切り捨てた額		54,151 千円		申告書⑧欄(ハ)へ転記		A-B(千円単位にて計算)	
	B 免除対象高年齢労働者分 ⑭の合計額の千円未満を切り捨てた額		7,847 千円		申告書⑧欄(ニ)へ転記		46,304 千円	
一般拠出金	⑩の合計額の千円未満を切り捨てた額		56,765 千円		申告書⑧欄(ヘ)へ転記			

7 申告書の記入にあたって

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業は42ページをご覧ください。

○労災保険率(平成27年4月1日改定)

労災保険率は、事業の種類(業種)ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、54の区分に分類されて**労災保険率表**により定められています。記入例の業種は「9801」のため、事業の種類は「卸売業・小売業」となります。

労災保険率表は同封されている平成27年度版下敷を参照してください。なお、27年度から一部の業種で労災保険率が変更となっています。※労災保険率表では4ケタの業種番号の上2ケタが表示されています。

記入例の業種であれば98(9801)となります。

※一人親方等(第2種特別加入)の方は、「特1」~「特18」のいずれかで表示されています。

- ④欄「常時使用労働者数」
- ⑤欄「雇用保険被保険者数」
- ⑥欄「免除対象高年齢労働者数」

◎平成27年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。

④⑤欄はP.8、9およびP.32にしたがって正確に記入してください。

⑥欄は⑤欄のうち、平成26年4月1日現在で満64歳以上の高年齢被保険者数を記入してください。

◎高年齢者の雇用保険料免除年齢について

平成26年度確定保険料が免除になるのは、昭和25年4月1日までに生まれた方です。

(4月1日に生まれた方は含まれますのでご注意ください。)

免除年度	年 月 日
平成26年度(確定)から免除	(西暦1950年)昭和25年4月1日までに生まれた人
平成27年度(概算)から免除	(西暦1951年)昭和26年4月1日までに生まれた人

※船舶所有者の事業については、P.7をご覧ください。

平成27年度メリット制適用事業場には、ここに「メリット」と印字されています。

⑱欄「申告済概算保険料額」

事業主が平成26年度に申告した概算保険料額です。

⑳欄「期別納付額」

延納した場合の期別保険料額を記入してください。

納付期限

全期	第1期	7月10日
	第2期	11月2日
	第3期	2月1日

今期納付額を記入

※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新たな領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印字されている所在地・名称等は訂正しないでください。

口座振替を利用されている場合、領収済通知書での納付はできません。

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701

④ 常時使用労働者数 15
⑤ 雇用保険被保険者数 13

⑦ 算定期間 平成26年度
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額
労働保険料 56765
雇用保険料 54151
高年齢労働者分 7847
保険料算定対象者分 46304
一般拠出金 56765

⑩ 算定期間 平成27年度
⑪ 保険料算定基礎額の見込額
労働保険料 56765
雇用保険料 54151
高年齢労働者分 7847
保険料算定対象者分 46304

⑭ 申告済概算保険料額 784
⑮ 不足額 38,797
⑯ 還付額

⑰ 全期又は第1期 274,595
⑱ 第2期 274,593
⑲ 第3期 274,593

⑳ 加入している労働保険 ① 労災保険 ② 雇用保険 ③ 特掲事業

㉑ (イ)所在地 ○○市○○X-X-X
㉒ (ロ)名称 株式会社○○

領収済通知書(労) 30841 ○○労働局 0007533

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
X X 1 0 1 2 3 4 2 1 4 - 0 0 0

納付の目的
1. 平成 27年度 1期 (金額又は期)
2. 平成 26年度 確定

※収入区分 62
※納付機関 5
※認分区分 6
※確定区分 7
※徴収区分 8

(住所) 〒 XXX-XXXX
○○市○○X-
(氏名) 株式会社○○

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げて下さい。)

記入例1

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

⑩(イ) 確定保険料額 823,781円

⑮ 申告済概算保険料額 784,984円

⑳(ハ) 不足額 38,797円

平成27年 2月 11日

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 uaj39uu
労働保険料 別会計繰入徴収官殿

種別 32701

①労働保険番号 XX101234215-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 年 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 年 月 日

④常時使用労働者数 15

⑤雇用保険被保険者数 13

⑥免除対象高齢労働者数 2

⑦算定期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額

⑨保険料率

⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

⑪区分

⑫保険料算定基礎額の見込額

⑬保険料率

⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

⑮申告済概算保険料額

⑯(イ) 充当額 不足額 38,797円

⑰(イ) 延納の申請 納付回数 3

⑱(イ) 概算保険料額 274,595円

⑲(イ) 労働保険料当額 313,392円

⑲(ハ) 不足額 38,797円

⑲(ヘ) 一般拠出金当額 1,135円

⑲(ト) 今期納付額(⑲(イ)+⑲(ヘ)) 314,527円

⑳(イ) 274,595円 + ⑳(ハ) 38,797円 + ⑳(ヘ) 1,135円 = ⑳(ト) 314,527円

今期納付額の計算

延納

⑭(イ) 欄の概算保険料額が40万円以上(保険関係区分「111」以外の場合は20万円以上)の場合、これを3回に分けて納付(延納)することができます。

⑰欄は延納する場合は③、一括納付する場合は①と記入してください。

【計算方法】

平成26年度概算保険料額が823,781円の場合

$$823,781 \div 3 = \begin{cases} \text{第1期分} \textcircled{22} \text{ (イ)} & 274,595 \text{円} \\ \text{第2期分} \textcircled{22} \text{ (チ)} & 274,593 \text{円} \\ \text{第3期分} \textcircled{22} \text{ (ル)} & 274,593 \text{円} \end{cases}$$

※余りが生じた時は必ず第1期分へ加算してください。(余りは必ず1円または2円)

1円未満の端数はそれぞれ切り捨て

記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例2①へ
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2②へ
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ <u>記入例2③へ</u>

「③充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

(1) 充当額については

① 「③充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。

労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。

② 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。

一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。

③ 「③充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。

充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。

(2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。

(3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。

(4) 1期から3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

記入例 2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

申告済概算 保険料額 1,248,654円

確定 保険料額 823,781円

充当額 424,873円

種別 32701

※修正項目番号

※入力設定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

② 増加年月日(元号:平成は7)

③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7)

④ 常時使用労働者数

⑤ 雇用保険被保険者数

⑥ 免除対象高齢労働者数

⑦ 区分

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	17.00	1000分の	823,781
労働保険料	56765	300分の	198677
雇用保険法適用者分	54151		
高齢労働者分	7847	1000分の	105934
保険料算定対象者分	46304	1000分の	625104
一般拠出金	56765	1000分の	1135

⑪ 概算・増加概算

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	17.00	1000分の	823,781
労働保険料	56765	300分の	198677
雇用保険法適用者分	54151		
高齢労働者分	7847	1000分の	105934
保険料算定対象者分	46304	1000分の	625104

⑮ 申告済概算保険料額 1,248,654円

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 充当額 424,873円

⑲ 不足額 不足額

⑳ 差引額 還付額

㉑ 第1期分 274,595円

㉒ 第2期分 274,593円

㉓ 第3期分 274,593円

㉔ 今期労働保険料(イ) 0円

㉕ 今期労働保険料(ロ) 150,278円

㉖ 今期労働保険料(ハ) 124,315円

㉗ 今期労働保険料(ニ) 274,593円

㉘ 今期労働保険料(ホ) 0円

㉙ 今期労働保険料(ヘ) 1,135円

㉚ 今期労働保険料(ト) 1,135円

事業又は作業の種類 卸売業・小売業

郵便番号 XXX-XXXX

電話番号 (XXX) XXX-XXXX

⑳ 事業廃止等理由

〔計算方法〕

⑭(イ)823,781÷3=

- 第1期分㉑(イ) 274,595円
- 第2期分㉑(チ) 274,593円
- 第3期分㉑(ル) 274,593円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 274,595円 - ㉑(ロ) 274,595円 + ㉑(ハ) 1,135円 = 今期納付額 ㉑(ト) 1,135円

第2期 ㉑(チ) 274,593円 - ㉑(リ) 150,278円 = 今期納付額 ㉑(ス) 124,315円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例2 ② 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

31759

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

種別 32701

※修正項目番号

※入力設定コード

① 労働保険番号
X X 1 0 1 2 3 4 2 1 4 - 0 0 0

※各種区分
管轄(2) 01 111 9801 50

〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇
〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計導入徴収官設

(なるべく折り曲げないよう) (折るべき場合は折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。)

区分	算定期間	平成26年4月1日	から	平成27年3月31日	まで
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	(イ)	17.00	(イ)	1000分の	(イ)
⑨ 保険料・一般拠出金率	(イ)	3.50	(イ)	1000分の	(イ)
⑩ 確定保険料・一般拠出金額	(イ)	823781	(イ)	823781	(イ)
⑪ 労働保険料	(イ)	17.00	(イ)	1000分の	(イ)
⑫ 労働保険料	(イ)	56765	(イ)	1000分の	(イ)
⑬ 労働保険料	(イ)	198677	(イ)	198677	(イ)
⑭ 雇用保険法適用者分	(イ)	54151	(イ)	1000分の	(イ)
⑮ 高年齢労働者分	(イ)	7847	(イ)	1000分の	(イ)
⑯ 保険料算定対象者分	(イ)	46304	(イ)	1000分の	(イ)
⑰ 一般拠出金	(イ)	56765	(イ)	1000分の	(イ)
⑱ 一般拠出金	(イ)	0.02	(イ)	1000分の	(イ)

区分	算定期間	平成27年4月1日	から	平成28年3月31日	まで
⑫ 保険料算定基礎額の見込額	(イ)	17.00	(イ)	1000分の	(イ)
⑬ 保険料率	(イ)	3.50	(イ)	1000分の	(イ)
⑭ 概算・増加概算保険料額	(イ)	823781	(イ)	823781	(イ)
⑮ 労働保険料	(イ)	17.00	(イ)	1000分の	(イ)
⑯ 労働保険料	(イ)	56765	(イ)	1000分の	(イ)
⑰ 労働保険料	(イ)	198677	(イ)	198677	(イ)
⑱ 雇用保険法適用者分	(イ)	54151	(イ)	1000分の	(イ)
⑲ 高年齢労働者分	(イ)	7847	(イ)	1000分の	(イ)
⑳ 保険料算定対象者分	(イ)	46304	(イ)	1000分の	(イ)

⑮ 申告済概算保険料額	1,248,654	⑰ 申告済概算保険料額	
⑳ (イ) 充当額	1,135	㉑ 充当意思	2
㉒ (ロ) 還付額	423,738	㉓ 労働保険料・一般拠出金のみに充当	

㉔ 第1期納付額	274,595	㉕ 第1期労働保険料	274,595	㉖ 一般拠出金充当額	1,135	㉗ 一般拠出金額	0	㉘ 第1期納付額	274,595
㉙ 第2期納付額	274,593	㉚ 第2期労働保険料	274,593	㉛ 事業又は作業の種類	卸売業・小売業		㉜ 保険関係成立年月日		
㉝ 第3期納付額	274,593	㉞ 第3期労働保険料	274,593	㉟ 郵便番号	XXX-XXXX	㊱ 電話番号	(XXX) XXX-XXXX	㊲ 事業廃止等理由	

【計算方法】

⑭(イ)823,781÷3= 第1期分㉔(イ)274,595円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
第2期分㉔(チ)274,593円 (余りは必ず1円または2円となります)
第3期分㉔(ル)274,593円

【今期納付額の計算】

第1期	㉔(イ) 274,595円	-	㉔(ロ) 0円	+	㉔(ハ) 0円	=	今期納付額 ㉔(ト) 274,595円
第2期	㉔(チ) 274,593円	-	㉔(リ) 0円	=	今期納付額 ㉔(ヌ) 274,593円		

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

記入例 2 ③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

①労働保険番号 XX101234214-000

※各種区分
 管轄(2) 01 111 9801 50

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

⑮ 申告済概算保険料額
 1,248,654円

⑩(イ) 確定保険料額
 823,781円

⑳(イ) 充当額
 424,873円

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合は折り返し曲げマーク(△)の所で折り返してください。)

②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ※事業廃止等理由
 ④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理コード

⑦区分	算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	17.00	1000分の(イ)	823781
労災保険分	(ロ)	56765	1000分の(ロ)	198677
雇用保険法適用者分	(ハ)	54151	1000分の(ハ)	
高年齢労働者分	(ニ)	7847	1000分の(ニ)	105934
保険料算定対象者分	(ホ)	46304	1000分の(ホ)	625104
一般拠出金	(ヘ)	56765	1000分の(ヘ)	1135

⑪区分	算定期間 平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	17.00	1000分の(イ)	823781
労災保険分	(ロ)	56765	1000分の(ロ)	198677
雇用保険法適用者分	(ハ)	54151	1000分の(ハ)	
高年齢労働者分	(ニ)	7847	1000分の(ニ)	105934
保険料算定対象者分	(ホ)	46304	1000分の(ホ)	625104

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑮ 申告済概算保険料額	1,248,654	⑰ 申告済概算保険料額	
⑳(イ) 充当額	424,873	㉑ 増加概算保険料額	
㉒ 還付額		㉒(イ) 還付額	

㉒(イ) 還付額	274,595	㉒(ロ) 還付額	274,595	㉒(ハ) 還付額	0
㉒(ニ) 還付額	274,593	㉒(ホ) 還付額	149,143	㉒(ヘ) 還付額	125,450
㉒(ニ) 還付額	274,593	㉒(ホ) 還付額	149,143	㉒(ヘ) 還付額	125,450

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

〔計算方法〕
 ⑭(イ)823,781÷3= 第1期分㉒(イ)274,595円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
 第2期分㉒(チ)274,593円 (余りは必ず1円または2円となります)
 第3期分㉒(ル)274,593円

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。
 なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

〔今期納付額の計算〕

第1期	㉒(イ) 274,595円	-	㉒(ロ) 274,595円	+	㉒(ハ) 0円	=	今期納付額 ㉒(ト) 0円
第2期	㉒(チ) 274,593円	-	㉒(リ) 149,143円	=	今期納付額 ㉒(ヌ) 125,450円		

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例 4 労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合 (労働者が全員雇用保険被保険者である場合)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

○確定保険料及び概算保険料額の計算方法

労災保険及び雇用保険分保険料算定基礎額（賃金総額）が同額の場合、確定保険料は⑧欄(イ)×⑨欄(イ)で、概算保険料は⑫欄(イ)×⑬欄(イ)の労働保険料（労災+雇用）により計算してください。

※労災保険分・雇用保険分を各々計算せず、賃金総額に労働保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて算定します。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

平成27年6月11日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuu

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 〇〇 ※入力設定コード 〇

①労働保険番号 XX101234217-000

②増加年月日(元号：平成は7) 〇〇-〇〇-〇〇 ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 〇〇-〇〇-〇〇

④常時使用労働者数 18 ⑤雇用保険被保険者数 18 ⑥免除対象高年齢労働者数 〇

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	78083	17.00	1327411
労働保険分		3.50	
雇用保険法適用者分		13.50	
高年齢労働者分		13.50	
保険料算定対象者分			
一般拠出金	78083	0.02	1561

⑪区分 〇〇 ⑫保険料算定基礎額の見込額 78083 ⑬保険料率 17.00 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬) 1327411

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 〇〇〇〇〇〇 ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) 〇〇〇〇〇〇〇〇

⑰延納の申請 納付回数 〇

⑱〇〇⑲⑳⑳の(口)欄の金額の前に「〒」記号を付さないで下さい。

同額

同額

1円未満の端数は切り捨ててください。

※記入例は、免除対象高年齢労働者がいない場合を示しています。

〈計算例〉

確定保険料 ⑧(イ)78,083千円 × ⑨(イ)17.00/1000 = ⑩(イ)1,327,411円

概算保険料 ⑫(イ)78,083千円 × ⑬(イ)17.00/1000 = ⑭(イ)1,327,411円

記入例 5 事業を廃止した場合(対象となる労働者がいなくなった場合も含む)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります

- ①平成26年度中に事業廃止した場合
- ②対象となる労働者がいなくなった場合
- ③労働保険事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準字体 **0123456789**
第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 (一括有期事業を含む) 継続事業

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

平成27年6月11日

提出用

管轄(2) 01 111 9801 50

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○

○○労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦区分 算定期間 平成26年4月1日 から 平成27年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
17.00	3.50	823,781

⑪区分 算定期間 平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
1,248,654	17.00	212,271

⑮ 申告済概算保険料額 1,248,654

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 延納の申請 納付回数

⑱ 差引額 (イ) 充当額 1,135 (ロ) 還付額 423,738

〔計算方法〕

⑱ 申告済概算保険料額 1,248,654円 - ⑩(イ) 確定保険料額 823,781円 = ⑲ 還付額 424,873円

⑳ 期別納付額

⑳(イ) 1,135円 - ㉑(ホ) 一般拠出金 1,135円 = ㉒(ホ) 実際の還付額 423,738円

(なるべく折り曲げないようこし、やむをえない場合は折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。)

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

いずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。
 ※還付額が生じた場合は、「記入例3 充当額還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

⑲ 還付額 424,873円 - ㉑(ホ) 一般拠出金 1,135円 = ㉒(ホ) 実際の還付額 423,738円

○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。
 ○平成27年4月1日以降に事業を廃止した場合には、もう1部申告書を提出する必要があるため、管轄の労働局、労働基準監督署へご連絡ください。
 ○事業を廃止した場合、口座振替の対象とはならない場合があります。
 申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

9 還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合、記入例5のように事業を廃止した場合で還付が生じる場合は、「労働保険料一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料一般拠出金還付請求書」の取得方法について（ダウンロード様式はありません）

- ① 次のページ裏面の様式を切り離して使用できます。（事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。）
- ② 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

- ③ 最寄りの法令様式取扱店で購入できます。

記入例

還付金を振込む金融機関名（金融機関名は省略しないで正確に）及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部には振込ができません。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。（指定できない郵便局もあります。）

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」・8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号（第36条関係） 労働保険料 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 **労働保険料**、一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX101234214-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名称 ○○銀行 支店名称 ××支店 郵便局名称 株式会社○○

② 還付請求額（注）各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 1248654円

(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 823781円

(ウ) 差額 424873円

(エ) 労働保険料等への充当額 1135円

(オ) 労働保険料還付請求額 423738円

(ク) 納付した一般拠出金 1,135円

(ケ) 改定した一般拠出金 0円

(コ) 差額 1,135円

(カ) 一般拠出金に充当 1,135円

(キ) 労働保険料等に充当 0円

(ク) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) 1,135円

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX101234214-000	26年度、概算、確定、追徴金、延滞金、 一般拠出金	1,135円
	26年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	26年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	26年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	26年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します
27年6月11日

事業主 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○

還付理由 1. 年度更新 2. 事業終了 3. その他(算調等)

還付金発生年度(元号・平成は7) 7-27

電話 00-△△△-xxxx 担当: ○×

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

「7」を付けて、記入してください。

還付請求書提出する年度を、元号

事業主の氏名（法人のときは代表者氏名）記入欄の押印については、記名押印（法人のときは代表者印）または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

- (1) 商標株式会社印 + 代表取締役印
- (2) 商標株式会社印
- (3) 商標株式会社印 + 労働 或は 大労働

「事業主」欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご留意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

種別

31751

労働保険番号

都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい
種別 1.普通(項2) 2.当座(項2) 3.通知(項3) 4.別段
口座番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい(項3)
支店名称(漢字) 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい
ゆうちょ銀行記号番号 記号 番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい(項4)
※金融機関コード(項5) ※支店コード(項6) フリガナ 口座名義人
郵便局名称(漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい(項7)
区・市・郡(漢字) (項8)

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 (項9) 円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 (項10) 円
(ウ) 差額 (項11) 円
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③)
(オ) 労働保険料等に充当 (項12) 円
(カ) 一般拠出金に充当 (項13) 円
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) (項14) 円
(ク) 納付した一般拠出金 (項15) 円
(ケ) 改定した一般拠出金 (項16) 円
(コ) 差額 (項17) 円
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③)
(シ) 一般拠出金に充当 (項18) 円
(ス) 労働保険料等に充当 (項19) 円
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) (項20) 円

③ 労働保険料等への充当額内訳

Table with 3 columns: 充当先事業の労働保険番号, 労働保険料等の種別, 充当額

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号) () 電話() (番)

住所 事業主 氏名 記名押印又は署名 (印)

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

※修正項目(英数・カナ)

修正項目入力欄

還付理由

1.年度更新(項21) 2.事業終了 3.その他(算調等)

還付金発生年度(元号:平成は7) ※徴定区分

元号 年(項22) (項23)

※修正項目(漢字)

修正項目(漢字)入力欄

Table with 6 columns: 歳入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係

Table with 3 columns: 社会保険労務士記載欄, 氏名, 電話番号

[注意]

- 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(この欄には記入しないこと)

10 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所轄の労働基準監督署(所掌3の場合はハローワーク)に提出してください。

なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事業の所在地変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。(他都道府県に変更される場合も同様に変更届による手続が可能となりました。)

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)、変更理由の記入をお願いします。

(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

◎「名称、所在地等変更届」については、ダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

11 継続事業の一括・労災保険のメリット制度について

継続事業の一括制度について

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立することを原則としていますので、一つの会社でも支店や営業所などがあれば、事業ごとに保険関係を成立させた上で、労働保険料を申告・納付することとなります。

しかしながら、事業経営の合理化や経理事務を集中管理する事業主が増加しており、事業主の事務処理の便宜と簡素化を図る観点等から、一定の要件を満たす同業種の支店や営業所等については、これらの労働保険料の申告・納付等の適用・徴収事務手続きについて、指定する一つの事業にまとめることができる制度を設けています。

これを「継続事業の一括」といいます(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条)。また、指定する一つの事業のことを「指定事業」、まとめられる支店や営業所等のことを「被一括事業」と呼んでいます。

なお、この継続事業の一括を受けるためには、事業主の申請に基づく厚生労働大臣の認可が必要です。

労災保険のメリット制について

労災保険率は、「事業の種類」ごとに災害率等に応じて定められていますが、「事業の種類」が同一であっても作業工程、機械設備、作業環境の良否、災害防止努力のいかんにより個々の事業ごとの災害率には格差があります。そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、災害防止努力を促進させるため、一定規模以上の事業については、個々の事業の収支率の高低に応じて労災保険率から非業務災害率を減じた率を40%（立木の伐採の事業については35%）の範囲内で増減する制度を設けており、これを「メリット制」といいます。

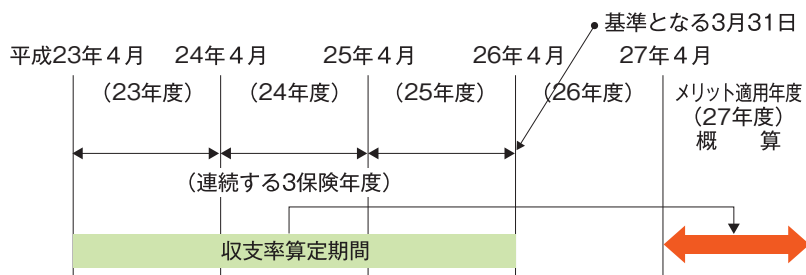
●継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制

メリット制は、連続する3保険年度中の各保険年度において、次の①～③の要件のいずれかを満たしている事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過している事業について適用されます。（平成27年度メリット制の適用のある事業場については、労働保険料の年度更新申告書とあわせて「労災保険率決定通知書」を送付しています。）

- ① 常時使用労働者数が100人以上であること。
- ② 常時使用労働者数が20人以上100人未満の事業場で、労働者数に当該事業に係る労災保険率から非業務災害率（通勤災害及び二次健康診断給付に係る率:0.6/1000）を減じた率を乗じて得た数（災害度係数）が0.4以上であること。

すなわち、 $\text{労働者数} \times (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$

- ③ 一括有期事業である建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料の額が40万円以上（平成23年度以前の確定保険料の額は100万円以上）であること。



●特例メリット制

特例メリット制とは、中小事業主が厚生労働省令で定める特別の安全衛生措置を講じた事業（建設の事業及び立木の伐採の事業を除く。）について、当該措置を講じた年度の翌年度の4月1日から9月30日までの間にメリット制の特例適用の申告があるとき、安全衛生措置を講じた年度の次の次の年度から3年度の間、メリット制が適用になる年度に限り、労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減幅を通常は最大40%であるところ、最大45%とする制度です。

12

海外派遣者で労災保険に特別加入(第3種特別加入)している方

※関係する用紙は、厚生労働省ホームページに掲載しています。(下記URLもしくは「労働保険各種様式」で検索してください。)

<URL>http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html

(特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更等が発生した場合には、その都度管轄の監督署への各種届が必要です)

まず「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を、P.28及びP.29を参考に作成してください。

記入例 (平成26年度年度更新時に提出したもの)

海特様式第2号

第3種特別加入保険料申告内訳名簿 (海外派遣者)

平成25年度 平成26年度		1枚のうち 1枚目		労働保険番号		府県所管轄		基幹番号		枝番号	
① 平成25年度 整理番号	② 特別加入者 (派遣者)氏名	③ 派遣者 区分	④ 派遣先国名	⑤ 平成25年度 給付基礎日額	⑥ 給付基礎日額 区分	⑦ 平成26年度 給付基礎日額	⑧ 平成26年度 整理番号	X	X	1	0
1	稲葉竜也	協 代	シンガポール	20,000	継 変 退	20,000	1	0	1	0	5
2	桑田裕助	協 代	タイ	18,000	継 変 退			6	7	8	9
3	北島幸紀	協 代	オーストラリア	14,000	継 変 退	18,000	2				
4	土田とく子	協 代	マレーシア	16,000	継 変 退						
5	吉本一郎	協 代	ミャンマー	20,000	継 変 退	20,000	3				
6	君塚達夫	協 代	ベトナム	18,000	継 変 退	18,000	4				
		協 代			継 変 退						
		協 代			継 変 退						
		協 代			継 変 退						
		協 代			継 変 退						

上記のとおり報告します。

(郵便番号 XXX-XXXX)
電話(XXX)-(XXXX)
XXXX 番

平成 26 年 7 月 4 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(注) 1. 名簿には、平成25年度中に特別加入者であった者及び申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込みの者は記載しないこと。
2. 派遣者区分欄は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は㊦、日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は㊧、日本国内の事業から「中小事業の代表者等」として派遣されている者の場合は㊨と表示すること。
3. 給付基礎日額区分欄は、給付基礎日額が平成25年度と平成26年度が同額の場合に㊩、変更を希望する場合は㊪、脱退者は㊫と表示すること。
4. 平成26年度整理番号は脱退者を除き、1番より整理番号を振り出すこと。

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X
事業主 〇〇商事 記名押印又は署名
氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険の事務組合
所在地
名 称
代表者氏名 記名押印又は署名

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)
(22. 2)

* 平成25・26年度「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」(平成26年度年度更新時に提出したもの)の⑧「平成26年度整理番号」欄を転記する。

* 平成26年度中に、加入・脱退した者全員を記入する。

(参考) 海外出張と海外派遣の区別について

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	1 商談	1 海外関連会社（現地法人、合併会社、提携先企業等）へ出向する場合 2 海外支店、営業所等へ転勤する場合 3 海外で行う据付工事・建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員等として派遣される方）
	2 技術・仕様等の打合せ	
	3 市場調査・会議・視察・見学	
	4 アフターサービス	
	5 現地での突発的なトラブル対処	
	6 技術習得等のために海外へ赴く場合	

記入例（平成27年度年度更新時に提出するもの）

海特様式第2号

第3種特別加入保険料申告内訳名簿

（海外派遣者）

1枚のうち 1枚目

平成26年度
平成27年度

労働保険番	府	県	所	掌	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号
X	X	1	0	1	0	5	6	7	8	9	3	0	1

① 平成26年度 整理番号	② 特別加入者 (派遣者) 氏名	③ 派遣者 区分	④ 派遣先国名	⑤ 平成26年度 給付基礎日額	⑥ 給付基礎日額 区分	⑦ 平成27年度 給付基礎日額	⑧ 平成27年度 整理番号
→ 1	稲葉竜也	協 ^③ 代 ^④	シンガポール	20,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦	20,000	1
→ 2	北島幸紀	協 ^③ 代 ^④	オーストラリア	18,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦		
→ 3	吉本一郎	協 ^③ 代 ^④	ミャンマー	20,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦	20,000	2
→ 4	君塚達夫	協 ^③ 代 ^④	ベトナム	18,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦		
→ 5	渡辺 浩	協 ^③ 代 ^④	インドネシア	16,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦		
→ 6	中山一樹	協 ^③ 代 ^④	台湾	14,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦	18,000	3
→ 7	三浦操子	協 ^③ 代 ^④	マレーシア	16,000	継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦	20,000	4
	吉田 睦	協 ^③ 代 ^④	中国		継 ^⑤ 変 ^⑥ 退 ^⑦	14,000	5
		協 ^③ 代 ^④					
		協 ^③ 代 ^④					

上記のとおり報告します。

平成 27 年 7 月 3 日

〇〇 労働局労働保険特別会計課

- (注) 1. 名簿には、平成26年度中に特別加入者申告時において特別加入の承認を受けて職し、これから承認を受ける見込みの者は記載しないこと。
2. 派遣者区分欄は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は㉔、日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は㉕、日本国内の事業から「中小事業の代表者等」として派遣されている者の場合は㉖と表示すること。
3. 給付基礎日額区分欄は、給付基礎日額が平成26年度と平成27年度が同額の場合に㉗、変更を希望する場合は㉘、脱退者は㉙と表示すること。
4. 平成27年度整理番号は脱退者を除き、1番より整理番号を振り出すこと。

給付基礎日額の変更
変更を希望する場合は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」⑥欄の変に○をし3部とも、7月10日までに監督署または労働局に提出し、承認を受けてください。

3月2日～31日の間に「給付基礎日額変更申請書」を提出し、すでに承認されている方についても同様に記載します。
(3月2日～31日および年度更新期間以外の受付はできませんので、ご注意ください。)

平成27年度より新たに加入した場合、⑤欄は空欄になります。

(郵便番号 XXX-XXXX)
電話(XXX)-(XXXX)
XXXX 番

X-X-X

記名押印又は署名

〇〇〇〇

印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険の事務組合の所在地
名 称
代表者氏名
記名押印又は署名
印

(郵便番号 -)
電話()-()
番

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

保険年度の中途から、新たに特別加入の承認を受けた者がいる場合又は脱退した場合等、加入月数に応じた特例による保険料算定基礎額に基づき、特別加入保険料の算出を行った場合、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」をP.30及びP.31を参考に作成してください。

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成 26 年度分

1枚のうち 1枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎額	労働保険番号		当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額							
			府	県						所管	管轄	基幹番号	枝番号			
			X	X	1	0	1	0	5	6	7	8	9	3	0	1
2	北島幸紀	18,000	円	26年4月1日	~26年8月31日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	5	547,500	円	2,737,500	円					
4	君塚達夫	18,000	円	26年4月1日	~27年3月10日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	12	547,500	円	6,570,000	円					
5	渡辺 浩	16,000	円	26年5月20日	~26年11月30日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	7	486,667	円	3,406,669	円					
6	中山一樹	14,000	円	26年5月25日	~27年3月31日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	11	425,834	円	4,684,174	円					
7	三浦操子	16,000	円	26年8月2日	~27年3月31日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	8	486,667	円	3,893,336	円					
			円	年 月 日		1 加入	月		円		円					
<p>海外派遣者のうち、派遣期間の終了により国内に帰国した方については、「特別加入に関する変更届」(様式第34号の12)」の提出が必要です。 まだ提出されていない場合は、「特別加入に関する変更届(様式第34号の12)」を速やかに所轄労働基準監督署に提出してください。</p>											円					
			円	年 月 日		1 加入 ② 脱退、自動消滅等	月		円		円					
			円	年 月 日		1 加入 ② 脱退、自動消滅等	月		円		円					
計	5	人									21,291,679	円				

上記のとおり報告します。

平成 27 年 7 月 3 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX-XXXX)

電話番号(XXX-XXXX-XXXX)

1月分の保険料算定基礎額はP.34の月割早見表を参照してください。

事業主

住所 〇〇市〇〇 X-X-X

〇〇商事

記名押印又は署名

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

※既に出国及び帰国について変更届を提出している方、また派遣が平成27年度中に終了予定となる方について記載してください。

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成 27 年度分

1枚のうち 1枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎額	労働保険番号		当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額							
			府 県	所 掌 管 轄						基 幹 番 号	枝 番 号					
			X	X	1	0	1	0	5	6	7	8	9	3	0	1
2	吉本一郎	20,000	円		27年4月1日 ~27年10月31日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	7	円 608,334	円 4,258,338							
4	三浦操子	20,000	円		27年4月1日 ~27年9月27日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	6	円 608,334	円 3,650,004							
5	吉田 睦	14,000	円		27年4月6日 ~28年3月31日	① 加入 2 脱退、自動消滅等	12	円 425,834	円 5,110,000							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
			円		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等		円	円							
計	3 人								円 13,018,342							

上記のとおり報告します。

平成 27 年 7 月 3 日

郵便番号(XXX-XXXX)

電話番号(XXX-XXXX-XXXX)

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

1月分の保険料算定基礎額はP.34の月割早見表を参照してください。

事業主

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X

〇〇商事

記名押印又は署名

氏 名 代表取締役 〇〇〇〇

㊤

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」及び「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を基に、「第3種特別加入保険料申告内訳」を以下を参考に作成し、P.30の例のとおり、申告書に転記してください。

全員が脱退もしくは事業を廃止した場合には、P.20の記入例を参考としてください。

海特様式第1号

第3種特別加入保険料申告内訳

(海外派遣者)

平成26年度確定
平成27年度概算

労働保険 番号	府県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
X X	1	0	1	056789	301

給付基礎日額	保険料算定 基 礎 額	平成26年度確定保険料		平成27年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
25,000円	9,125,000円				
24,000円	8,760,000円				
22,000円	8,030,000円				
20,000円	7,300,000円	2	14,600,000	1	7,300,000
18,000円	6,570,000円			2	7,908,342
16,000円	5,840,000円	2	9,307,500	1	6,570,000
14,000円	5,110,000円				
12,000円	4,380,000円	2	7,300,005		
10,000円	3,650,000円				
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円				
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小計	特例計算以外の者	2人	14,600,000円	2人	13,870,000円
	特例計算の者	5人	21,291,679円	3人	13,018,342円
合計		7人	35,891,679円	5人	26,888,342円
保険料算定基礎額総計		①	35,891千円	②	26,888千円
第3種特別加入保険料率		③	1,000分の4	④	1,000分の3
保険料額		①×③	143,564	②×④	80,664

上記のとおり報告します。

(郵便番号 XXX-XXXX)

電話(XXX)-(XXXX) 番

平成27年7月3日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 住所 〇〇市〇〇 X-X-X
氏名 〇〇商事 〇〇〇〇 (印)

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(注) 平成27年度概算保険料の記載にあたっては、申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込の者は記載しないこと。
平成26年度確定保険料、平成27年度概算保険料の上段には特例計算以外の者、下段には特例計算の者を記載すること。

労働保険の事務組合

(郵便番号 -)
電話()-() 番

所在地

名称

代表者氏名 (印)

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

31759

下記のとおり申告します。

提出用

平成27年 7月 3日

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 771 9416

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

なるべく折り返さないようにして、やむをえない場合は折り返しマーク(△)の所に折り返しを記入してください。

①労働保険番号 XX101056789-301 ②増加年月日 元月-月-日 ③事業廃止等年月日 元月-月-日 ④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数

確定区分表: ⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出率 ⑩確定保険料・一般拠出金額

雇用保険分及び一般拠出金は記入不要

概算・増加概算区分表: ⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額

⑮事業主の郵便番号 ⑯事業主の電話番号 ⑰延納の申請 納付回数 ⑱検査有無区分 ⑲登録対象区分 ⑳データ指示コード ㉑再入力区分 ㉒修正項目

⑱申告済概算保険料額 103,110 ⑲申告済概算保険料額 ⑳差引額 (イ) 充当額 40,454 (ロ) 還付額

㉑期別納付額表: 第1期 80,664 第2期 第3期 25 事業又は作業の種類 海外派遣 26 加入している労働保険 27 特掲事業 28 (イ)所在地 (ロ)名称

この金額は印字されていますので金額に疑問のある場合は、訂正せず管轄の労働局に照会ください

海外派遣と記入してください

概算保険料の延納は、概算保険料額が20万円以上の場合3期に分割可能となります

領収済通知書欄については、P.10、P.11を参照してください。

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を12で除す。(円未満の端数は切り上げる)
- ② ①で得た額に該当月数を乗じる。

(注) 特例計算対象者で、加入月数が12ヶ月となる方の別紙様式第1号「特例による保険料算定基礎額」欄については、対応する給付基礎日額の「保険料算定基礎額」の欄の額と同額としてください。

13 申告書作成チェックポイント

平成27年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、この「申告書作成チェックポイント」で、もう一度ご確認ください。

- チェック
- [] 確定額と概算額の記入誤りはありませんか。
 - [] 賞与、その他の臨時の賃金がもれていませんか。
 - [] 交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）がもれていませんか。
 - [] 年度中途退職者の賃金がもれていませんか。
 - [] 季節労働者の賃金がもれていませんか。
 - [] 臨時労働者となるいわゆるパート・アルバイト等の賃金がもれていませんか。
 - [] 代表者や、被保険者とならない役員の賃金を含めていませんか。
※代表者や役員報酬のみが支払われている方は対象になりません。
もう一度、4・5ページで確認してください。
 - [] 雇用保険の高年齢者の免除年齢に誤りはありませんか。
※平成26年度の確定保険料が免除になるのは、平成26年4月1日現在で満64歳以上の方（昭和25年4月1日以前に生まれた方）です。
 - [] 雇用保険の加入条件を満たす臨時労働者の保険加入手続きがもれていませんか。
 - [] 日雇い労働者の賃金がもれていませんか。（印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。）
 - [] 労災保険率の適用に誤りはありませんか。
 - [] 賃金総額（⑧⑫欄）は千円未満は切り捨て、保険料額・拠出金額（⑩⑭欄）は一円未満を切り捨てていますか。
 - [] 概算保険料を延納する基準額に誤りはありませんか。
 - [] 概算保険料を延納する場合、延納の申請（⑰欄）に③を記入してありますか。
 - [] 確定保険料額（雇用保険分）算定の内訳は記入しましたか。
 - [] 雇用保険加入手続きにもれはありませんか。
（保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届をハローワークに提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。）
 - [] 常時使用労働者数・雇用保険被保険者数（ハローワーク提出者数）は記入しましたか。
 - [] 事業主欄に「記名押印又は署名」しましたか。

常時使用労働者数・雇用保険被保険者数計算要領

平成27年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。
算定方法は次のとおりです。

- 平成26年度の各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日）の使用労働者の合計
- (1) 常時使用労働者数 = $\frac{\text{平成26年度の各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日）の使用労働者の合計}}{12 \text{（ただし、平成26年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）}}$
- 平成26年度の各月末の被保険者数の合計
- (2) 雇用保険被保険者数 = $\frac{\text{平成26年度の各月末の被保険者数の合計}}{12 \text{（ただし、平成26年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）}}$
- (3) 〈注意〉
- 賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日の使用労働者数の合計とします。
 - 平成26年度の中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数で割ってください。
 - 端数は切り捨ててください。ただし、0人となる場合は1人としてください。
 - 免除対象高年齢労働者数は（2）に準じて計算してください。
 - 船きよ・船舶・岸壁・波止場・停車場又は倉庫における貨物取扱の事業の方は、1日平均使用労働者数を記入してください。

15 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。



●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。

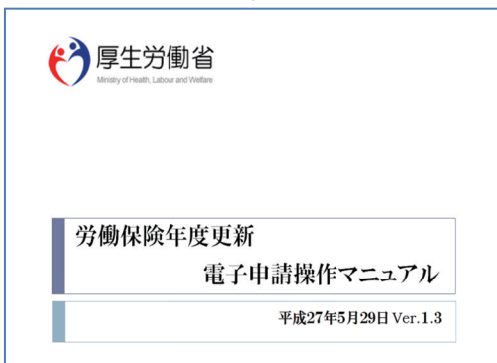
●e-Govを初めて使用される方は、こちらのボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。



●労働保険の年度更新手続きにつきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。

●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。



審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。



●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)
●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。



●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合
申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合
申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合
申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



16 年度更新よくある質問

- Q 1. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出頂き(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付してください。
- Q 2. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
- A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください。(郵送でも可)
- Q 3. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。(P21)
- Q 4. 事業所の所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をそれぞれご提出ください。(P25)
(なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)
- Q 5. 会社の事業内容が大きく変わりました、申告書はどうすれば良いですか。
- A. 業種の変更が必要な場合は、まず、変更届の提出が必要です、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。
- Q 6. 事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定申告をしてください。(P20)
事業廃止に伴う確定申告では、口座振替納付ができない場合がありますので、管轄の労働局へお問い合わせください。
- Q 7. 平成27年4月以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなればなりませんか。
- A. 廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。
また、事業廃止後に平成27年度確定保険料申告書の提出が必要となります。
- Q 8. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 内訳、納付額の金額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)を使用してください。領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署、労働局に用意してあります。(他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。)
- Q 9. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q 8の領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。
新たな申告書が必要な場合には監督署、労働局にお問い合わせください。
- Q10. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
なお、申告書、還付請求書等のOCR様式はダウンロードできません。
(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>
- Q11. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。
- A. ほとんどの金融機関(郵便局含)が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告、納付を行ってください。

- Q12. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は申告書と一緒に提出するのですか。
- A. 提出の必要はありませんが申告書の控えと併せて保管してください。
- Q13. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。なお、労災保険と雇用保険の算定基礎額が同額の場合は別々に計算して切り捨てるのではなく合計の料率を算定基礎額に乘じ、その後切り捨ててください。
- Q14. 平成26年度確定計算をしたところ不足額が発生し、平成27年度概算保険料と合計すると40万円を超えます。概算保険料のみですと40万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。(概算保険料額のみ40万円以上が延納可能となります。)
- Q15. 申告書の控えに労働基準監督署、労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。
- A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働基準監督署または労働局へご提出ください。申告書と領収済通知書を切り離し、申告と納付を別々に行うことができます。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封してください。
- Q16. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。
- A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては、参考として源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。
- Q17. 申告内容について、業者から問い合わせがありました。
- A. 申告書の審査について、厚生労働省が外部委託した業者より内容の照会をさせていただく場合があります。業者名については、同封のリーフレットをご覧ください。
- Q18. 一般拠出金とは何ですか。
- A. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまにご負担いただくものです。
- Q19. 特別加入者の給付基礎日額を変更したい場合には、いつ手続きを行えばいいのでしょうか。
- A. 特別加入者の当年度の給付基礎日額を変更する場合には、年度更新期間中に変更申請をしてください。ただし、当該期間中に変更申請を行っても変更申請した日以前に労働災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。なお、翌年度の給付基礎日額については、3月2日から3月31日の間に変更申請をすることもできます。
- Q20. 第2種特別加入(一人親方等)事業に関する用紙等は、ホームページからダウンロードできますか。
- A. 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は厚生労働省ホームページから(URLはQ10の回答に記載しているものと同じです。)、従来より管轄労働局から送付されていた用紙及び記入要領がある場合は事業場を管轄する都道府県労働局のホームページから、それぞれダウンロードできます。
- Q21. 電子申請で申告をしましたが、電子申請の場合、必ず電子納付しなければいけませんか。
- A. 電子申請であっても、保険料を納付書で納付いただくことは可能です。なお、この場合、電子申請画面の納付状況欄には納付結果が反映されませんのでご注意ください。

17 口座振替について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターへご提出ください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止している場合には、口座振替の対象にはなりませんので、ご注意ください。詳しくは、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業（一括有期事業を含む。）

提出用 #T199X9999992 T2999999

平成 27 年 月 日

あて先 〒 939-6919

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 3 2 7 0 1

※修正項目番号

※入力徴収コード

※各種区分

管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

713 07

労働保険番号 1 1 1 0 1 9 0 0 1 1 2 - 0 0 0

都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号

1 1 1 0 1 9 0 0 1 1 2 - 0 0 0

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

取扱庁名 30841

取扱庁番号

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

※平成 27 年度

※CD

※証券受領

全部 一部

※会計年度(元号：平成は7) ※徴収年度(元号：平成は7) ※収納年月日(元号：平成は7)

元号 年 月 日

元号 年 月 日

元号 年 月 日

納付の目的

1. 平成 年度 概算 期

2. 平成 年度 確定 (全額又は1期)

※収納区分 ※収納機関 ※認法区分 ※徴収データ指示コード

※内証券受領

納付額(合計額)

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

*****【口座振替のお知らせ】*****

口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

この書面は機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

労働保険料の納付は、ゆとりの口座振替で!

1. 口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

メリット

- 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- 一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができるため、納め忘れる心配がありません。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約**2ヶ月**ゆとりができます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成27年7月10日	平成27年11月2日	平成28年2月1日
口座振替納付日	平成27年9月7日	平成27年11月16日	平成28年2月15日
ゆとり日数	59日	14日	14日
口座振替申込期限	平成27年2月25日	平成27年8月14日	平成27年10月13日

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- **申込用紙は、厚生労働省ホームページ**および**都道府県労働局**にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局にてご確認ください。

注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。

注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

注4 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3. 通知

- 申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。
- 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- 納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター